

船員部会の設置について

「船員労働委員会」の廃止及びその事務の移管

国土交通省設置法等の一部を改正する法律(法律第26号) 平成20年5月2日公布 平成20年10月1日施行

< 背景 > 船員労働委員会が担う紛争処理件数の減少
行政組織の効率化の推進



船員労働委員会が担う機能の重要性には変わりはないため、その機能を既存組織に移管した上で、船員労働委員会を廃止する。

船員労働委員会

(船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会)

集团的紛争調整事務
労働組合と使用者との間の紛争

労働委員会へ移管

< 厚生労働省等 >

中央労働委員会

都道府県労働委員会

個別的紛争調整事務(船地労のみ)
船員個人と使用者との間の紛争

< 国土交通省 >

(地方支分部局)

あっせん員又は調停員
(地方運輸局長が指名)

(審議会等)

調査審議事務
船員法等に基づく答申・建議

交通政策審議会

政令で定める審議会
(地方交通審議会)

紛争調整機能 = 不当労働行為の審査、労働争議の解決のための、
あっせん、調停及び仲裁を実施。

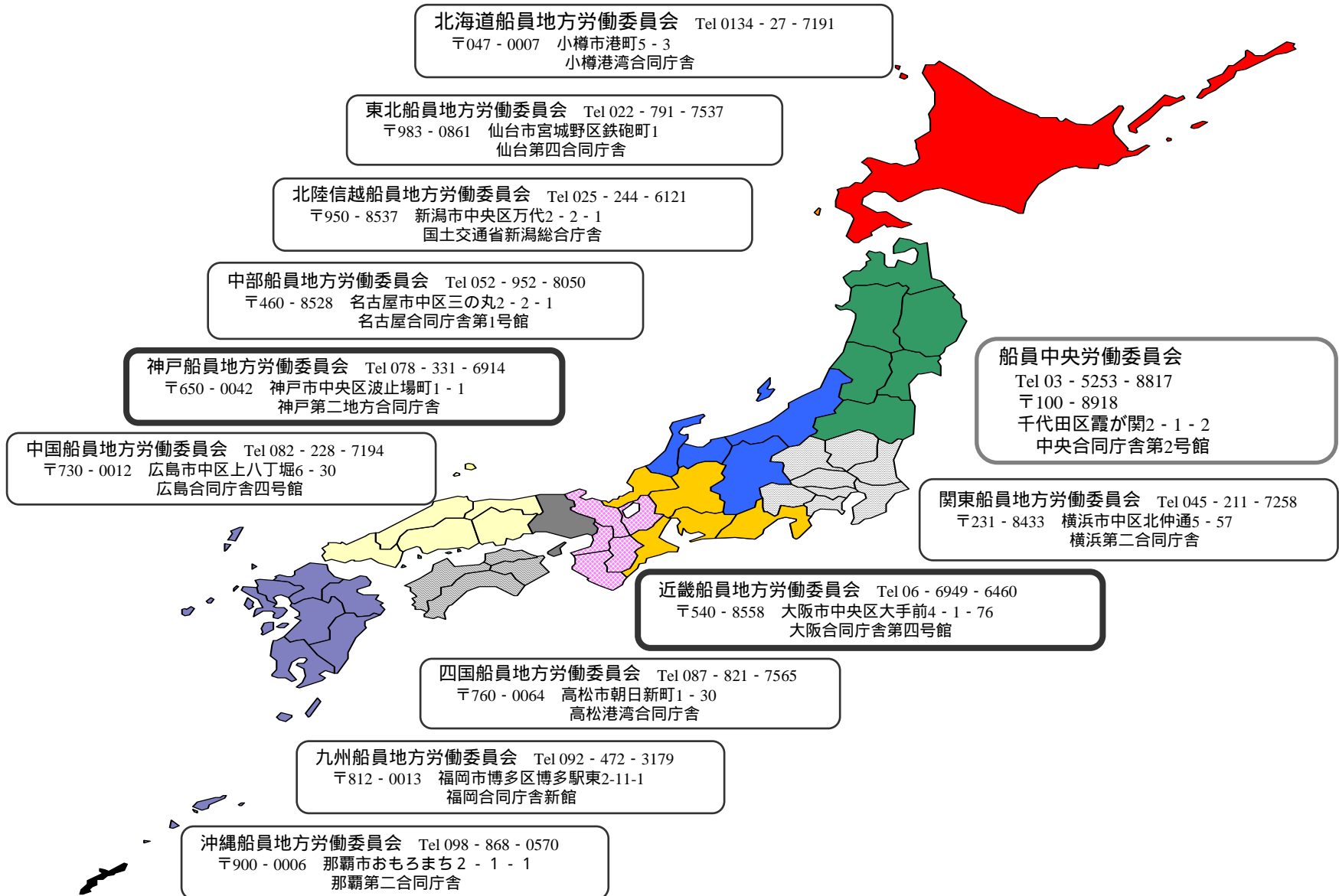
不当労働行為：組合員であることを理由とする差別的取扱い、正当な理由のない
団体交渉の拒否等の使用者の行為。

労働争議：争議行為(ストライキ、ロックアウト等)が発生している状態又は
発生するおそれのある状態。

調査審議機能 = 国土交通大臣(又は地方運輸局長)の諮問に応じ、
船員労働に関する重要事項の調査審議を実施。

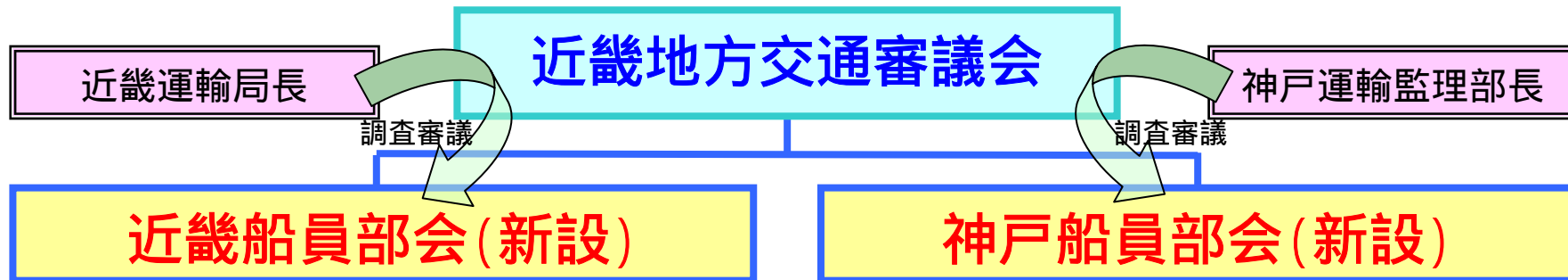
審議事項例：船員の最低賃金、船員法改正、船員職業安定法改正 等

全国の「船員労働委員会」(平成20年9月まで)



山口県のうち下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市は、九州船員地方労働委員会の管轄

「船員労働委員会」の廃止に伴う「船員部会」の設置



設置趣旨

船員地方労働委員会の廃止により、当該委員会が担っていた調査審議事項を引き継ぐとともに、船員政策全般に関する調査審議を行う機関として設置

審議事項

船員政策に係る重要事項

船員法、最低賃金法及び船員職業安定法に基づく調査審議事項

* その他船員問題に関する労使関係者の意見交換の場としても活用

体制

労働者及び使用者代表各3名

公益代表は 3名又は4名

部会メンバーは後日、会長が指名

権能

船員部会の議決を審議会の議決とみなす

今後の予定

毎月開催

10月に第1回部会を開催

【参考】船員関係の調査審議に関する関係規定(抜粋)

船員法(昭和22年法律第100号)

(就業規則の監督)

第九十九条 (略)

国土交通大臣は、就業規則が不当であると認めるときは、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「交通政策審議会等」という。)の議を経て、その変更を命ずることができる。

(交通政策審議会等の権限)

第一百十条 交通政策審議会等は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

交通政策審議会等は、船員の労働条件に関して、関係行政官庁に建議することができる。

船員職業安定法(昭和23年法律第130号)

(交通政策審議会等への諮問等)

第九十五条 第五十五条第五項に規定するもののほか、この法律の施行に関する重要事項については、国土交通大臣は交通政策審議会の、地方運輸局長は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「地方審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

2 交通政策審議会又は地方審議会は、この法律の施行に関する重要事項に関し、必要に応じ関係行政官庁に建議することができる。

3 前二項の規定による所掌事務を行うため必要があると認めるときは、交通政策審議会は国土交通大臣に、地方審議会は地方運輸局長に、資料の提供を求めることができる。

4 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行うため、交通政策審議会の会長は三月に一回以上、地方審議会の会長は一月に一回以上、会議を招集しなければならない。

最低賃金法(昭和34年法律第137号)

(船員に関する特例)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「交通政策審議会等」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることができる。

4 (略)

5 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第三項の決定をする場合において、前項において準用する第十一条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による交通政策審議会等の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間に限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

6~8 (略)

第三十六条 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に属する事項は、交通政策審議会等が行う。

第三十七条 交通政策審議会等に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くことができる。

2 交通政策審議会等は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならない。